

セコムパスポート for G-ID 商工会議所会員様限定特別料金クーポンコードのご案内

商工会議所会員企業様に対して弊社「セコムパスポート for G-ID」(ファイルタイプ電子証明書)を、以下の特別価格にてご提供いたします。本特別価格は、①弊社ホームページでお申し込みいただく際に、下記の「クーポンコード」をご入力いただく、②弊社に申請書類をご郵送いただく際に「本紙」、および「商工会議所の会員であることが判別できる書類(以下、「会員判別書類」)」を同封いただくことで適用されます。なお、本紙の「商工会議所確認印」欄に所属商工会議所の印が押印されている場合は、「会員判別書類コピー」のご提出は不要です。

- 弊社ホームページでお申し込みいただく際は、必ず「商工会議所会員専用ボタン」からお進みください。その他の申込ページでご入力いただいた場合は、特別価格が適用されません。
- クーポンコードのご入力がない場合は通常価格が適用されますので、ご注意ください。
- クーポンコードをご入力いただいたにもかかわらず、「会員判別書類」(具体的な例は下記をご参照ください)が同封されていない場合は、通常価格にてご請求する場合があります。
- その他申込方法詳細につきましては、弊社ホームページ(<https://www.secomtrust.net/service/ninsyo/forgid.html>)をご参照ください。

セコムパスポート for G-IDとは？

セコムパスポート for G-IDは、電子申請・届出(e-Gov電子申請など)、電子入札(調達ポータル・政府電子調達GEPSなど)、国税電子申告納税システム(e-Tax)、地方税ポータルシステム(eLTAX)などに対応した電子証明書です。e-TaxとeLTAXの電子委任状機能を備えた電子証明書もご用意しております。

商工会議所 会員企業様向け特別販売内容

通常価格より有効期間2年物は2,000円引き、3年物は3,000円引き(いずれも1枚あたり)でご提供！

有効期間	2年		3年	
1枚あたり価格	通常価格	特別価格	通常価格	特別価格
一般向け	14,000円(税込 15,400円)	12,000円(税込 13,200円)	21,000円(税込 23,100円)	18,000円(税込 19,800円)
一般向け(電子委任状付き)	24,000円(税込 26,400円)	22,000円(税込 24,200円)	28,000円(税込 30,800円)	25,000円(税込 27,500円)

会員判別書類とは？

会員判別書類とは、所属先の商工会議所から交付される『商工会議所の会員であることが判別できる書類のコピーで、「事業所名」「会員番号」「所属先商工会議所名」などが記載されているもの』のことです。主なものとして、「会員証」、「会員カード」、直近の「会費払込票」などのコピーが挙げられます。(該当書類の一覧につきましては、裏面をご参照ください。)

《特別料金クーポンコード》

(商工会議所記入欄)

クーポンコード(10桁)	0	0	1	2	4	0	0	3	0	1
--------------	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

- 「クーポンコード」は、弊社ホームページでお申し込みいただく際に必ずご入力ください。
- 本紙にご記入いただいた情報は、弊社および日本商工会議所において各種確認・通知のために使用いたします。
- 本ご案内及びお申し込み方法に関するお問い合わせ先 セコムトラストシステムズ株式会社 セコムCAサポートセンター、TEL:0570-020-213、E-MAIL:gid-support@secom.co.jp

本紙の提出にあたり、以下の(1)または(2)のいずれかのご準備をお願いします。

(1)「商工会議所確認欄」に、所属商工会議所の「確認印」の押印を受ける

下欄に必要事項(名称・所在地・所属商工会議所名)を記入のうえ、「商工会議所確認印」の欄に、所属する商工会議所の確認印(商工会議所名の入ったゴム印等で可)の押印を受けてください。

商工会議所確認欄

本クーポン券適用期限は 2024 年 3 月末までです。

以下の企業は当所の会員であることを確認しました。

名称		商工会議所確認印
所在地		
所属商工会議所名		

(2)「会員判別書類」(1点)のコピーを添付する

確認印の押印を受けられない場合、次のいずれかの書類(1点)および本紙を申込書類一式に同封していただきますようお願いいたします。

会員証のコピー

会員カードのコピー

直近の会費払込票、口座振替通知ハガキのコピー

※上記のいずれもお手元にはない場合は、所属の商工会議所にご相談ください。

※「会費払込票」の場合、「特定商工業者制度」のものは不可ですのでご注意ください。